

## 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

### (1) 改正の趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、管理者の兼務範囲の明確化など、所要の改正を行うものである。

### (2) 改正の内容

- ア 管理者の兼務範囲の明確化（第7条、第44条、第50条、第61条、第66条、第101条、第133条、第149条、第184条、第219条、第241条、第251条及び第268条関係）
- イ 身体的拘束等の適正化（第24条第3号及び第4号、第42条第2項第3号、第54条第3号及び第4号、第58条第2項第3号、第72条第3号及び第4号、第78条第2項第5号、第85条第3号及び第4号、第88条第2項第3号、第95条第1項第4号及び第5号、第95条第2項第3号及び第4号、第95条第3項第3号及び第4号、第97条第2項第2号、第105条第3号及び第4号、第112条第2項第3号、第140条第3号及び第4号、第145条第2項第3号、第255条第6号及び第7号、第262条第2項第3号、第273条第6号及び第7号及び第275条第2項第3号関係）
- ウ 「書面掲示」規制の見直し（第34条第3項及び第261条第3項関係）
- エ 訪問及び通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定（第81条第3項、第137条第5項及び附則第7項関係）
- オ 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化（第86条第4項及び第141条第4項関係）
- カ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け（第166条の2、第204条、第216条、及び第237条関係）
- キ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化（第218条関係）
- ク 口腔衛生の管理の強化（第228条の2）
- ケ 協力医療機関との連携体制の構築（第234条関係）
- コ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（第234条関係）
- サ 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案（第255条第2号、第273条第2号関係）

- シ 貸与後におけるモニタリングの実施時期の明確化（第256条第5項関係）
- ス モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への報告（第256条第6項関係）
- セ 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討（第256条第5項関係）
- ソ 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認（第274条第5項関係）
- タ 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス（第273条第5号関係）
- チ 短期入所系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）等を義務付け（第155条第6項、第174条第8項、第197条、第194条第6項、第209条第8項）
- ツ 短期入所系サービスについて、ユニットケアの質向上のための体制を確保（第179条第5項、第214条第5項）
- テ 小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和（第100条第2項、148条第5項関係）
- ト 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の経過措置期間の終了により指定介護療養型医療施設が廃止されることに伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号）が廃止されるため、該当条文を改正（第190条第1項第2号他）

### (3) 施行期日及び経過措置

#### ア 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、訪問看護における管理者の兼務範囲の明確化及び身体的拘束等の適正化、訪問及び通所リハビリテーションにおける身体的拘束等の適正化、事業所に係るみなし指定及び入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握、居宅療養管理指導における身体的拘束等の適正化については令和6年6月1日から施行する。

#### イ 経過措置

##### (ア) 「書面掲示」規制の見直し

施行の日から令和7年3月31日までの経過措置を設ける。

##### (イ) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽

減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け  
施行の日から令和9年3月31日までは努力義務とする経過措置を設ける。

(ウ) 口腔衛生管理の強化

施行の日から令和9年3月31日までは努力義務とする経過措置を設ける。

(エ) 身体的拘束等の適正化

施行の日から令和7年3月31日までは努力義務とする経過措置を設ける。

(オ) 居宅療養管理指導における虐待の防止及び業務継続計画の経過措置延長

令和6年3月31日から令和9年3月31日まで経過措置の延長を設ける。